

平成27年度第2回社会福祉審議会地域福祉専門分科会での主な意見への対応

資料3

		意見		8/11 第2回分科会での回答	10/28 第3回分科会への対応	
発言委員	該当箇所	内容				
1	楠目委員	全体	「地域福祉支援計画」とは、誰が対象なのか。計画素案は、社会的弱者が中心となっており、若い人たちが見て、この計画が自分に関係のある計画と思うだろうか。少子化や人口減少などが深刻な課題となっているので、もう少しその辺を踏まえた書きぶりにしてはどうか。	(地域福祉政策課) 現状と課題には盛り込む予定にしていたが、計画の内容にも、人口減少を踏まえた書きぶりとなるよう検討する。	P36	【第3章(Ⅰ)3】 ○の4つめ、5つめ、集落活動センターの活動状況追加
2	片岡委員	第3章2(1)①	あったかふれあいセンターには期待をしているが、理念と実態(職員のスキルなど)にはかい離があるのでは。地域の様々な活動と連携した活動を進めてほしい。	(地域福祉政策課) あったかふれあいセンターは一定普及してきたと考えるが、「地域福祉の拠点」といえるまでには、まだまだ課題がある。職員のスキルアップの取組を続けるとともに、今後は、介護保険制度の見直しにも対応し得るようリハビリテーションの機能や認知症対策等の取組を推進するなど、より地域の実情に応じた拠点となるよう機能強化を図りたい。	-	-
3	小田切委員	第3章2(2)①イ	「イ 地域福祉の拠点における活動の推進」について、現計画では(ア)要援護者の早期発見、見守り支援から(オ)市町村や関係機関との情報提供とネットワークづくりまで、詳細な記載としていたが、第2期計画はここまで詳細に記載する必要はないと思うが、項目名として“地域福祉の拠点における活動の推進”のままよいか、なお検討してほしい。		P29～ 31	【第3章(Ⅰ)1】 「地域福祉の拠点における活動の推進」は、「(Ⅰ)1)小規模多機能支援拠点(あったかふれあいセンターなど)の機能強化」と統合
4	小田切委員	第3章2(1)②ア	現計画の(2)③ア「中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動」を、計画素案では、「福祉サービスの現状と住民参加による新たな支え合いの仕組みづくり」と一体的な書き方にした、ということだが、項目名としての“中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動”という言葉が、中山間対策を進める本県の施策を象徴している分かりやすい言葉であり、どこかにこれは項目名として残すべきでは。	(地域福祉政策課) ご指摘のとおり、集落活動センターなどの中山間対策などを盛り込んだ内容にしているが、項目名が「福祉サービスの現状と…」となっていることに違和感を感じるので、検討する。	P35～ 37	【第3章(Ⅰ)3】 項目名を、「中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動」に変更。 基本項目の3)に。

平成27年度第2回社会福祉審議会地域福祉専門分科会での主な意見への対応

資料3

		意見内容		8/11 第2回分科会での回答	10/28 第3回分科会への対応	
発言委員	該当箇所					
5 小田切委員	資料2について	<p>資料2「高知県地域福祉支援計画(H23～H27)の具体的方策に係る取組状況評価表」は、第2期計画に掲載するのか。(第1期計画の取組状況を踏まえて第2期計画を策定するので、乗せるべきでは。)</p> <p>掲載するのであれば、もう少し書きぶりを詰めるべき。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現計画P34の「地域リーダー」や「介護予防手帳」等の介護予防に関する課題や対応策のところに、介護保険制度の見直しのことが書かれていない。 ・現計画P66～「災害時要援護者の支援の仕組みづくり」のところで、避難行動要支援者名簿の作成がH26年度末で34市町村で作成済みとされているが、実態としては、実効性のある名簿となっているとはいえない状況。そうした課題を踏まえた書きぶりにするべき。 		<p>(地域福祉政策課)</p> <p>第2期計画へ第1期計画の評価を掲載することについて検討する。</p>	—	<p>(今後対応予定)</p> <p>第1期計画の取組状況については、第2期計画の巻末に、数値目標の達成状況の一覧を掲載する。</p>
6 宮井委員	第3章(2)①	<p>「地域福祉活動を支える仕組みづくりへの支援」について、説明は分かるが、これがどう「地域包括ケアシステム」と関係するのかイメージしづらい。住民に身近な一元的な窓口が社協で、そこから様々な専門機関と連携していく、ということだと思うが、困ったらまずどこに相談すればよいか県民が分かるような書き方にするべき。</p>		<p>(地域福祉政策課)</p> <p>図が必要と考えている。</p> <p>住民に身近な窓口である社協などが、「地域包括ケアシステム」や「地域自立支援協議会」、「要保護児童対策地域協議会」等のフォーマルな仕組みと連携し、ケースによって関わる専門機関をコーディネートしたり、速やかにつなぐなど、連携していくことができるようなものをここでは述べており、そうしたことが分かる図を盛り込みたい。</p>	—	<p>(今後対応予定)</p> <p>全般的な「地域福祉ネットワーク」の図表を追加する。日本一の長寿県構想 第3期と整合性を図ることとする。</p>
7 小田切委員	第3章(1)②ア	<p>集落活動センターの定義を「集落機能の維持や地域活動の担い手確保等、中山間地域が抱える課題を解決するため、住民主体で集落同士の連携により、地域の支え合いや活性化に向けた仕組みづくりを行う」としているが、実態としては経済活動が中心ではないのか。この書き方では、あったかふれあいセンターとの違いが分かりづらいので、書き分けをすべきでは。</p>		<p>(中山間地域対策課)</p> <p>集落活動センターは、地域の課題への対応などを通じた住民自治再構築が目的。事業目的と実態を書き分けするなど、書きぶりを検討する。</p>	P36	<p>【第3章(1)3】</p> <p>○の4つめ、5つめ、集落活動センターの活動状況追加</p>

平成27年度第2回社会福祉審議会地域福祉専門分科会での主な意見への対応

資料3

		意見		8/11 第2回分科会での回答	10/28 第3回分科会への対応	
発言委員	該当箇所	内容				
8	楠目委員	全体	<p>県の言う“中山間地域”と、県民の意識は違うのではないか。県民に意識調査を行ったことはあるか。</p> <p>例えば自分のいる香美市土佐山田町では、住民感覚としては、中山間地域と聞くと、物部地区などを思い浮かべる。</p>	<p>(中山間地域対策課)</p> <p>過疎地域自立促進特別法、山村振興法、離島振興法など、5つの法令で指定された地域を、本県では中山間地域と位置付けており、県土の9割以上を占めている。</p> <p>県民に対する意識調査は行っていない。</p>	P10	(修正なし)
9	大黒委員	—	<p>社会福祉法の改正法案について、これまで設置の必要のなかった一法人一施設の小規模法人も、評議員会を設置しなければならなくなる動き。どのように対応していくべきか、小規模法人の課題となっている。</p>	<p>(小田切委員)</p> <p>それについては全社協の会でも取り上げられるなど、課題認識はある。県社協や市町村社協、地域の社会福祉法人が、互いに評議員になるなど連携体制が必要と思われる。市町村社協が、地域の社会福祉法人の音頭取りになるべき、ということも言われているが、現実的に、社協だけでは荷が重いと思う。</p> <p>社会福祉法人は、県の所管が別れているが、分野によっても課題が違うので(高齢者施設は大規模法人が多いが、保育所は小規模法人が多いなど)、それぞれの課で検討していただきたい。</p>	—	—
10	小田切委員	第3章(2)①ウ	<p>社会福祉法の改正法案が成立すれば、文中の「平成27年2月12日「社会保障審議会福祉部会報告書」等の文言は削り、書きぶりを変える必要がある。</p>	<p>(地域福祉政策課)</p> <p>今後法案の成立状況も見ながら書きぶりを検討していく。</p>	P47	<p>【第3章(Ⅰ)4)④】</p> <p>社会福祉法の改正案を見越して「現状及び課題」を修正。今後も動向を見ながら、適宜見直していく。</p>
11	楠目委員	第3章(2)①ウ	<p>「社会福祉法人や企業などの民間団体の社会貢献」と、社会福祉法人と民間企業とが一緒に書かれているが、社会福祉法人は社会貢献が義務となる一方、民間企業は営利活動の合間のお手伝い的な活動なので、両者を分けるべきでは。</p>			

平成27年度第2回社会福祉審議会地域福祉専門分科会での主な意見への対応

資料3

		意見		8/11 第2回分科会での回答	10/28 第3回分科会への対応	
発言委員	該当箇所	内容				
12	大黒委員	第3章(2)③イ	避難行動要支援者名簿の対象には、乳幼児も含まれるのか。	(地域福祉政策課) 「要配慮者」には含まれるが、避難行動要支援者に該当するかどうかは、各市町村が地域の実情も踏まえて判断し、地域防災計画に手位置付けることになっている。	-	-
13	小松委員	第3章(2)③イ	私は社協の訪問介護事業所に所属しているので、災害時要配慮者の避難支援対策に関する情報が入っていくが、民間の事業所には情報が入っていない。県の重点取組なので、要配慮者に日ごろから接している末端の事業所にしっかりと情報がいきわたるようにしていただきたい。	(地域福祉政策課) 言われる通り、事業所への周知が十分にできていないので、対応を検討していきたい。	P50～52	【第3章(Ⅰ)5)②】 「取組の方向」及び「県の具体的施策」に、県民等への周知の項目を追加
14	小田切委員	第3章(2)③イ	避難行動要支援者名簿は同意を得られた人のみが対象か。	(地域福祉政策課) 同意を得ていない人も対象。	-	-
15	小田切委員	第3章(2)③イ	避難行動要支援者名簿はH26年度末で34市町村で策定済みとしているが、実効性のある名簿となっていない現状。そうした課題やそれに対する対応策をしっかりと明記するべき。	(地域福祉政策課) 検討する。 加えて、ヘルパーなどの在宅系サービスの従事者や、前回分科会でご意見があった身体障害者相談員など、そうした要配慮者の情報を一番持っている方たちとの連携の在り方についても、検討したい。	P51、52	(修正なし) 【第3章(Ⅰ)5)②】 「取組の方向」の1つ目、「県の具体的施策」の1つ目の中で読み込む。
16	片岡委員	第3章(2)③イ	いの町では、避難行動要支援者名簿の提供先に「いの町身体障害者連盟」を加えてほしいと行政に申し出をした際、支援者となる人は、発災時に実際に避難支援ができる人でないといけなないので、難しいと言われた。	(地域福祉政策課) 検討する。 加えて、ヘルパーなどの在宅系サービスの従事者や、前回分科会でご意見があった身体障害者相談員など、そうした要配慮者の情報を一番持っている方たちとの連携の在り方についても、検討したい。	P51、52	(修正なし) 【第3章(Ⅰ)5)②】 「取組の方向」の1つ目、「県の具体的施策」の1つ目の中で読み込む。
17	楠目委員	第3章(2)③イ	要配慮者への避難所での生活支援のことも入れてはどうか。(福祉避難所の運営のことなど)	(地域福祉政策課) 福祉避難所については、施設の職員だけでは運営が難しいと考えており、在宅系のサービスの職員が手伝うような仕組みづくりや、住民などを巻き込んだ運営ができるような支援などについて、検討していく。	P50～52	【第3章(Ⅰ)5)②】 福祉避難所の運営上の人手不足等の記載を追加・修正。

平成27年度第2回社会福祉審議会地域福祉専門分科会での主な意見への対応

資料3

意見			8/11 第2回分科会での回答	10/28 第3回分科会への対応		
発言委員	該当箇所	内容				
18	宮井委員	第3章(2)③イ	<p>看護協会の訪問看護ステーションでは、災害に備えて、利用者の緊急連絡先や避難場所、避難経路などをまとめたカードを作成しようとしている。行政の災害時要配慮者対策とバッティングするので、やめたほうがよいだろうか。</p>	<p>(地域福祉政策課) 高知市の規模で、1人1人の個別計画ができるまでには時間を要すると思われるので、利用者の情報を持っている訪看には、それはそれでぜひ取組を進めていただき、後で整合性を図るなどしていただければ。</p>	-	-
19	片岡委員	第3章(2)③イ	<p>「いの町身体障害者連盟」では、行政からなかなか情報をもらえないので、別途、自分たちで、いの町在住の身体障害者1,800人を対象に、個別面談をして調査票を作成している。</p>			
20	小田切委員	第3章(3)①ア	<p>福祉人材の確保については、求人はコンスタントに出ているが、求職者の確保が課題。 一方、福祉人材の育成については、福祉研修センターにて、体系的な研修を提供できているが、課題としては、小規模施設の参加が少ない。研修センターでは、受講施設を整理・分析し、まんべんなく研修を受講していただけるよう取り組んでいきたい。</p>	P53	(修正なし)	
21	小田切委員	第3章(3)①ウ	<p>ボランティア・NPOセンターを県社協内に設置し、ボランティアの活動の普及に向けた取組を行っている。昔と比べると、ボランティアを募集すれば、人は集まるようになっている。現在、すべての市町村社協で災害ボランティアセンターが立ち上げられる体制になっている。ボランティアはたくさんくるが、それを差配する社協のスキルの向上が必要。</p>	P60、P61	(修正なし)	

平成27年度第2回社会福祉審議会地域福祉専門分科会での主な意見への対応

資料3

		意見		8/11 第2回分科会での回答	10/28 第3回分科会への対応	
発言委員	該当箇所	内容				
22	大黒委員	第3章(3)①ア	福祉人材の確保＝介護人材となっているように見えるが、保育士不足も深刻な課題。	(地域福祉政策課) 福祉人材センターでは、介護人材だけではなく、保育士や障害者施設などの職員も対象としている。数値目標としては、介護人材のみになっているが、人材確保の取組としては、福祉人材全般を対象に、今後も取組を強化していく。	P60	(修正なし) 保育士の人材確保については、「高知県次世代育成支援行動計画」及び「高知県子ども・子育て支援事業支援計画」でも別途進捗管理を行っている。
23	小田切委員	第3章(4)①	福祉サービス第三者評価事業は、費用が高額な割には受けるメリットがないと、事業所から多くの意見をいただいている。また、今後は保育所も義務化される動きとなっているが、保育所は数が多いので、県社協だけでは受け皿が足りないと思われる。	(地域福祉政策課) 県の関わりが十分でなかった。今後の課題。苦情処理に関しては関係課で対応を整理する必要がある。	P62	【第3章(Ⅱ)7)①】意見や県社協の事業分析シートを踏まえ、「現状及び課題」を追加、修正。
24	小田切委員	第3章(4)①	運営適正化委員会の苦情件数は、国保連合会の苦情相談窓口の件数と比較すると、ずっと少ない。周知が不足しているし、ニーズに十分に対応できているかという課題もあると思う。社会福祉法人の制度改革が言われている中、苦情解決の仕組みもない施設もあり、運営適正化委員会も声掛けはしているが、それだけでは十分ではない。			
25	小田切委員	第3章(4)②	日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない方の福祉サービスの利用に関する援助を行うこととなっているが、実態としては、金銭管理となっている。本来は成年後見制度で担うべき人も混在している。今後も認知症の方の増加が見込まれているので、社協の積極的な成年後見の取組の推進が必要だと思うし、県としてもできればなんらかの対策を打ち出してほしい。	(地域福祉政策課) 検討する。	P64	【第3章(Ⅱ)7)②】「現状及び課題」に、首長申し立てや法人後見の記載を追加。
26	楠目委員	第3章(4)②	権利擁護における県の取組について、市町村社協を支援することだけでなく、市民後見人を増やしたり、社協が法人後見の受け皿となるよう支援するなど、踏み込んだ書きぶりにするべきでは。			